

January 31, 2020

Legal Update

2020改正、韓国税法の主な内容(付加価値税分野、相続税および贈与税分野)

1. 付加価値税分野

1) 不動産信託に関する納税義務者規定の補完(法第10条第8項、施行令第21条の2)

- 改正前の付加価値税法によると、信託財産を受託者の名義により売買する場合には、原則として付加価値税の納税義務者は委託者であるが、担保信託において受託者が委託者の債務履行のために信託財産を処分する場合には、受託者が付加価値税の納税義務者になります。改正される付加価値税法は、納税義務者を受託者とする例外規定に『都市および住居環境整備法』第27条第1項または『空き家および小規模住宅の整備に関する特例法』第19条第1項に基づき、指定開発者として再開発事業・再建築事業または街路住宅整備事業・小規模再建築事業を施行する過程において信託財産を処分する場合』を追加し(第2号新設)、整備事業を直接遂行する信託会社が付加価値税の納税義務を履行するようにし、納税の利便性および行政効率の向上を図っています。
- 一方、上記のような補完にもかかわらず、付加価値税法は、受託者が信託財産を供給する場合に限り委託者を供給する者(担保信託等の場合には受託者)として規定しているに過ぎず、受託者が用役を供給するか供給を受ける場合においては、付加価値税法における供給する者または供給

を受ける者を誰にするべきかについて明示的な規定がないところ、依然として用役の供給に対しては、納税義務者を誰と見るべきか等に関して不明確な部分があります。

2) 控除しない買入税額範囲の明確化(法第39条第1項)

- 改正前の付加価値税法は、「必要的な記載事項の全部または一部が書かれていなかったり、事実と異なって記載されていたりする場合、関連買入税額」を売上税額から控除しないと定め、その解釈において供給価額が事実と異なって記載された場合には、関連買入税額の全部を控除しないのか、または実際の供給価額との差額に該当する部分に関連する買入税額を控除しないのかについてが不明確でした。そのため、改正される付加価値税法においては、供給価額が事実と異なって記載された場合には「実際の供給価額との差額に関連する買入税額のみ」を控除しないものと規定し、控除される買入税額の範囲をより明確にしています。

3) その他の主な改正内容

イ. 貸倒税額控除の適用期限の拡大(施行令第87条第2項)

- 適用期限:供給日から5年以内 → 10年以内

ロ.加算税規定の合理化(法第60条)

- 複数の事業所を有している事業者の加算税負担の緩和(第2項):二箇所以上の事業所を有している事業者が財貨または用役を供給した事業所ではなく、自己の他の事業所名義で税金計算書を発給した場合、税金計算書未発給に対する義務違反の程度が軽微なものとみなし1%(従前2%)の加算税率を適用する。
- 加算税の重複適用排除規定の明確化(第9項):一つの違反行為に対して加算税が重複適用されないように、供給価額過多記載の税金計算書の発給・受取加算税(2%)が適用される場合には、事実と異なる税金計算書発給の加算税(1%)は適用しない。

ハ. 輸入付加価値税の納付猶予の適用対象の拡大(施行令第91条の2)

- 輸出中小企業を支援する目的から、輸入付加価値税の納付猶予制度の適用対象を滞納日から15日以内に滞納税額を納付した場合まで拡大し、申請期限を既存の付加価値税等の届出期限満了日から1ヵ月以内であったものを3ヵ月以内へと拡大する。

二.合併登記日前に実際に合併した場合、合併法人名義の税金計算書発給の許容(施行令第56条第8号新設)

- 合併に関する会計処理実務に合わせて合併期日と合併登記日の間に発生した取引に対しては、合併法人の名義でも税金計算書を発給・受取できるようにしている。

2.相続税および贈与税分野

1) 家業相続控除の事後管理基準の緩和(法第18条、施行令第15条)

- 第18条第2項に基づき家業相続控除を受ける場合、事後管理基準および相続税の追徴を定めている第18条第6項においては、事後管理期間とともに、事後管理期間中の雇用維持基準、業種維持基準、資産維持基準等が定められています。今回の相続税および贈与税法(以下、「相贈税法」という。)改正においては、事後管理基準等を以下の通りに緩和する予定です。
- 事後管理期間:10年 → 7年
- 雇用維持基準:① 労働者人員基準 → 労働者人員基準および総給与額基準のいずれかを選択的に適用、② 中堅企業が労働者人員基準を適用する場合、平均の正社員の労働者数を基準雇用人員の120%で維持 → 100%で維持等
- 業種維持基準:韓国標準産業分類に基づく小分類内における業種変更の許容 → 中分類内における業種変更および評価審議委員会の審議を経ての中分類外における変更の許容
- 資産維持基準:例外的な資産処分許容事由として許容された業種変更による資産処分および再取得等の追加

これにより、家業相続控除を受けた相続人が家業の経営を行う際、経済環境の変化に対して比較的柔軟に対応できるものと見込まれており、上記改正の規定は、2020年1月1日以後に相続開始となり控除を受ける分から適用されるものの、雇用維持基準、業種維持基準、資産維持基準の緩和は、上記改正の以前に家業相続控除を受けた後、事後管理を受けている場合にも適用されます

2) 筆頭株主の保有株式の割増評価時に適用する割増率の変更(法第63条第3項)

- 筆頭株主が有する株式の評価金額を定めている第63条第3項は、該当株式を第60条または第63条に基づいて評価した価額に一定の割増率を乗じて計算するように定めています。ところが、改正された相贈税法は、上記のように筆頭株主の保有株式の評価に適用する割増率に関して、一般企業の場合には筆頭株主の持分率と無関係に20%を適用し、中小企業の場合には割増評価

を適用しないものとしています。すなわち、一般企業の発行株式の持分率50%を超えて保有する筆頭株主の保有株式に対する割増率が30%から20%に減少し、中小企業の筆頭株主の保有株式に対する割増評価の排除が租税特例制限法に基づいて一時的に行われていたものの、相贈税法に基づいて恒久的に行われるものに変更されました。これにより、一般企業に対する持分率50%を超える筆頭株主の株式に関する相続および贈与について、相続・贈与税の負担が減少するものと思われ、上記の規定を準用する法人税法上の不当行為計算否認規定（法人税法第52条）、所得税法上の不当行為計算否認規定（所得税法第101条）等、時価評価と関連する規定に適用される時価金額も変わるものと思われ。なお、上記のような改正事項は、2020年1月1日以後に相続が開始される分や贈与を受ける分から適用されます。

3) その他の主な改正内容

イ. 相続税の年賦延納特例対象に関する基準緩和（法第71条第2項第1号、施行令第68条第2項）

- 中小企業または中堅企業の相続を受けた場合には、被相続人および相続人が次の要件を満たす場合、年賦延納特例の適用が可能になるよう変更される予定である。

区分	要件
対象	中小企業または中堅企業（売上高基準の削除）
被相続人	（持分）5年以上筆頭株主の持分（上場30%、非上場50%）保有
	（代表理事）（i）家業の営為期間中30%、または、（ii）5年以上（相続人が被相続人の代表理事職を承継した場合）、または、（iii）相続開始日から遡って5年のうち3年以上の期間
相続人	相続税届出期間内に役員に就任、2年以内に代表理事に就任

ロ. 名義信託の贈与擬制に対する賦課除斥期間の延長（国税基本法第26条の2第5項第7号）

- 納税者が不正行為として相続税・贈与税を脱税する場合として、名義信託贈与擬制に該当する場合にも「贈与があったことを知った日から1年」の賦課除斥期間を適用する。

ハ. 特定法人との取引を通じた利益の贈与擬制に関する課税対象法人および株主の一元化（法第45条の5、施行令第34条の4）

- 特定法人が、欠損法人または黒字法人であるかを区分せず、支配株主等（持分率が最も高い個人と親族）の特定法人に対する持分率が30%以上である場合、特定法人との取引を通じた利益の贈与擬制規定が適用される予定である。

上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Contacts

[日本チーム]

☎ +82-2-316-4114

✉ jpg@shinkim.com

[租税一般諮問]



金賢鎭
(パートナー)

☎ 02-316-4246

✉ hjikim@shinkim.com



金昌鎬
(先任公認会計士)

☎ 02-316-4368

✉ chkim@shinkim.com



李學哲
(所属弁護士)

☎ 02-316-4409

✉ hchlee@shinkim.com



文鍾悅
(所属弁護士)

☎ 02-316-1750

✉ jyulmoon@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有)世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

Seoul · Pangyo · Beijing · Shanghai · Ho Chi Minh City · Hanoi · Jakarta
